

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和5年11月17日

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	<p>1 横浜市における国民健康保険事務(以下「国民健康保険業務」という。)</p> <p>(1)事務の概要</p> <p>国民健康保険法(以下「国保法」という。)に基づき、横浜市は神奈川県とともに国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)となる。横浜市は、市内に住所のある者のうち、他の医療保険の制度に該当している者や生活保護の受給者等以外の者について被保険者として管理を行い、国民健康保険事業を行う。</p> <p>①資格事務</p> <p>保険給付や保険料の賦課・徴収、特定健康診査等の事務のため、被保険者の資格の管理を行う(国保法第5条(被保険者)、同法第6条(適用除外)等)。国保法第9条(届出等)により世帯全員の異動について世帯主に届出の義務が課せられていることから、被保険者の期間及び世帯主の期間を世帯単位で管理する。</p> <p>②給付事務</p> <p>資格情報に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対して給付を行う。給付は被保険者の属する世帯の世帯主からの申請に基づき行われる「現金給付」と、被保険者が医療機関等を受診する際に被保険者証を提示することにより行われる「現物給付」とに分かれている。給付情報及び給付を行うにあたり必要な所得区分について管理する。</p> <p>③賦課事務</p> <p>国保法第76条(保険料)に基づき、国民健康保険事業に要する費用を世帯主から徴収するため、保険料額の算定を行う。保険料額は、被保険者ごとに均等に賦課する被保険者均等割額と、被保険者の所得金額に応じて賦課する所得割額の合計額となり、低所得世帯に対する減額制度は、世帯主(加入有無を問わない)及び被保険者の所得金額の合計額により該当可否を判断するため、世帯主及び被保険者の収入・所得情報等について管理する。</p> <p>決定した保険料額は、世帯ごとの賦課台帳において管理し、世帯主あてに通知するほか、変更がある場合に、保険料額の再計算・通知を行う。なお、通知した保険料について納付が困難となった場合、世帯主からの申請をもとに保険料の減免を行う。</p> <p>④収納事務</p> <p>保険料は、窓口納付(区役所の窓口で納付)、納付書納付(指定金融機関・収納代行金融機関やコンビニエンスストアで納付書を用いて納付)、口座振替(指定金融機関・収納代行金融機関の口座から自動的に振替納付)、特別徴収(年金保険者が納付義務者に年金を支払う際に保険料を徴収)のいずれかの方法で徴収する。</p> <p>世帯ごとに納付状況の管理を行い、納期限までに納付がなかった場合には督促状や催告書作成処理を行い、時効起算日の管理・延滞金の計算を行う。</p> <p>また、納付された保険料が過誤納となった場合、未納の期に充当したり、還付を行う。</p> <p>⑤特定健康診査関連事務</p> <p>保険者として被保険者への特定健康診査、及びその結果に基づく特定保健指導を行う(高齢者の医療の確保に関する法律第19条(特定健康診査等実施計画)、第20条(特定健康診査)、第24条(特定保健指導))。</p> <p>(2)特定個人情報ファイルの利用</p> <p>①被保険者の資格管理のため、届出に基づき必要な情報を入手し、資格情報・証発行情報を管理する。</p> <p>②保険給付の実施のため必要な給付情報・所得区分を管理する。</p> <p>③保険料の賦課のため、収入・所得情報について入手し、賦課台帳を管理する。</p> <p>④保険料の収納情報を管理する。</p> <p>⑤特定健康診査・特定保健指導の情報を管理する。</p>

②事務の内容 ※

2 市町村保険者事務共同処理業務

(1)事務の概要

平成30年度の国民健康保険都道府県単位化に伴い、各都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に委託して、県内市町村間で資格情報及び高額該当(1か月あたりの医療費が世帯の限度額を超過したことにより高額療養費の該当となったことを指す)情報について共同管理を行う。

(2)特定個人情報ファイルの利用

被保険者の資格情報及び高額該当の引き継ぎ情報について、国保連合会が管理する「次期国保総合システムおよび国保情報集約システム」(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)を介して、県内他市町村との間でデータの連携を行う。

3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)

(1)事務の概要

法改正によりオンライン資格確認(※)の仕組みが導入されたことに伴い、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について他の医療保険者等と共同して「国保連合会または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託して行う。また、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。

※ オンライン資格確認

健康保険の被保険者が医療機関等を受診する際に、医療機関等がオンラインにより最新の資格情報等を確認できるようになる仕組み。確認は、マイナンバーカード又は被保険者証に記載された被保険者証番号・枝番等により行う。これにより、既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐことなどが可能となり、事務の効率化・適正化が図られる。

(2)特定個人情報ファイルの利用

①国保連合会から委託を受けた国保中央会が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、市が管理する個人情報について、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ提供を行う。

②支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるための機関別符号の取得・紐付け情報の提供を行う(当該処理については、支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため、当評価の対象外)。

③対象人数

		<選択肢>	
[30万人以上	1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	新国民健康保険システム
②システムの機能	<p>国民健康保険の被保険者の資格管理、給付記録管理、保険料賦課・収納・徴収管理等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格データベース 被保険者の資格管理を行う。 ・給付データベース 資格データベースの情報を基に、国民健康保険の被保険者の給付記録管理を行う。 ・国保税情報データベース 税務システムから所得情報等を受理し、国民健康保険の世帯主及び被保険者の所得情報等について管理・編集する。管理・編集した所得情報等により、被保険者の所得区分の判定を行う。 ・賦課データベース 資格データベースにより管理している世帯主及び被保険者の資格期間及び国保税情報データベースにより管理している所得情報等により保険料額の計算を行い、保険料賦課情報の管理を行う。また、世帯主から減免の申請があった場合に減免額の計算を行い、決定した減免額を保有する。 ・収納データベース 被保険者の収納管理を行い、新国民健康保険システム全体においては、保険料収納にかかる時効の管理および保険料の徴収額、納付日、確定延滞金などを総合的に記録及び管理している。 納付書の送付や、未納発生時の督促状送付処理、滞納者への催告書送付処理なども行っている。 納付義務者(世帯主)が納付した保険料のデータは、金融機関から取得しているほか、コンビニエンスストアの収納代行業者、特別徴収した年金保険者から直接取得している。 ・徴収データベース 日本年金機構、共済組合等の年金保険者(以下「年金保険者」という。)から送付される特別徴収候補者情報、年金保険者に送付する特別徴収依頼情報や特別徴収停止情報等を記録し管理する。 ・特定健診データベース 資格データベースの情報を基に、特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の発行管理及び特定健診受診記録等の管理を行う。 <p>新国民健康保険システムにおいては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、自治体中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。</p> <p>統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことという。</p> <p>個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能 符号取得要求を自治体中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5) 自治体中間サーバー稼働状況確認機能 連携する自治体中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能 既存業務システムと自治体中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (自治体中間サーバー、既存業務システム)</p>

システム3	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	<p>自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 自治体中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7) データ送受信機能 自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 自治体中間サーバーのシステム方式設計書の記載に沿って、対応する。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>当該事務においては、住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、次の機能のみ使用する。</p> <p>(1) 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>(2) 機構への情報照会 全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5

①システムの名称	<p>次期国保総合システム及び国保情報集約システム(国保総合(国保集約)システム) (※)国保総合(国保集約)システムは、神奈川県国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>＜資格継続業務＞</p> <p>①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市町村の国保総合PCのファイル転送機能(※)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市町村から神奈川県国保連合会へ送信する。</p> <p>②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市町村間を転居した場合、転出市町村と転入市町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>＜高額該当回数の引き継ぎ業務＞</p> <p>①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>＜オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供＞</p> <p>①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市町村の国保総合PCのファイル転送機能(※)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市町村から受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。</p> <p>(※)ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信することをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等)</p>

システム6~10	
システム6	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち、情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能は使用しない。</p> <p>(1) 資格履歴管理事務に係る機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資格履歴管理(評価対象) <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ②オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 <p>(※1)当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機関別符号取得(※2)(評価対象外) <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 ②情報照会 及び③情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は自治体中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 ④情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 <p>(※2)当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3) 本人確認事務に係る機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人番号取得 及び②基本4情報取得(実施しないため評価対象外) <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、自治体中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム)</p>
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

<国民健康保険業務>

・資格データベース

世帯主からの届出により、住所や氏名、生年月日等を把握し、その対象者の国民健康保険の被保険者資格台帳を作成する。

その際、療養の給付を受ける期間や保険料を計算する期間についても、併せて管理を行うことで効率的に他の事務を進めることができる。住民登録外被保険者については、被保険者資格の適正化を図るため、個人番号の特定を行う。

・給付データベース

世帯主からの申請に基づく現金給付及び被保険者が医療機関等を受診することにより行われる現物給付に基づき、給付情報を作成する。

・国保税情報データベース

税務システムから受理する所得情報について、国民健康保険の世帯主及び被保険者の個人識別番号を特定した上で更新を行い、所得情報などを管理・編集する。

管理・編集した所得情報等により、保険料の算定を行うほか、被保険者の所得区分の判定を行い、保険給付の金額を決定する資料とする。

この際、市外転入等により横浜市に所得申告の義務がない被保険者については、課税住所地に対して情報照会を行い、保険料の算定、所得区分の判定を行う必要がある。

・賦課データベース

被保険者の資格期間及び国保税情報データベースで管理している世帯主及び被保険者の所得情報等により、国民健康保険料の計算、及び減免額の計算を行い、対象世帯の国民健康保険の賦課台帳を作成する。

①事務実施上の必要性

・収納データベース

被保険者の保険料収納状況を管理する。

・徴収データベース

年金保険者から送付される特別徴収候補者情報、年金保険者に送付する特別徴収依頼情報や特別徴収停止情報を記録し管理することで、賦課データベースと連携して徴収方法の適正化を図る。

・特定健診データベース

被保険者が年度中1回特定健康診査を受けることができるよう、受診券を発行する。また、特定健康診査の結果に基づき特定保健指導利用券を作成する。

○各データベース共通

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第22条

(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、

統合番号連携システムを使用し、自治体中間サーバーにアップロードを行うとともに、資格情報、給付情報、所得情報等について情報保有機関に対して情報照会を行い、被保険者資格や給付、保険料計算、所得区分管理等の適正化を図る。

<オンライン資格確認の準備業務>

オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。

<p>②実現が期待されるメリット</p>	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格データベース 健康保険法等の被保険者情報について情報提供を得られれば、住民基本台帳では確認できない、国保法第6条の該当及び非該当の確認ができ、より正確に被保険者資格の適正化を行えるようになる。 ・給付データベース 他保険者等の給付情報について情報提供を得られれば、本市国保との間での給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。 ・国保税情報データベース 市外転入等により横浜市に所得申告の義務がない被保険者について、当該被保険者の課税住所地から所得情報等の提供を得られれば、より適正な保険料の算定、所得区分判定が行えるようになる。 ・賦課データベース 住民登録外台帳で課税されている個人と住民登録内台帳で課税されている個人との紐づけ等により、被保険者の資格期間及び所得情報等の適正化が期待でき、より適正な保険料計算を行えるようになる。 ・収納データベース 従来は文書照会等の手段で他保険者の収納状況を確認していたが、より即時的に確認ができるようになる。 ・徴収データベース 保険料の特別徴収の可否やその金額を管理することで、事務の効率化や納付手段の利便性の向上に資すことができる。 ・特定健診データベース 被保険者の資格情報に基づき管理を行うことで、事務の効率化が図られる。 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者証番号等の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p>
----------------------	---

5. 個人番号の利用 ※

<p>法令上の根拠</p>	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 别表第一 第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一主務省令」という。) 第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 别表第一 第30項 ・番号法別表第一主務省令 第24条 ・国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項、第2項
---------------	--

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p style="margin-left: 20px;"><国民健康保険業務></p> <p style="margin-left: 20px;">【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条1項、2項、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p style="margin-left: 20px;">【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二 42、43、44、45 ・番号法別表第二主務省令 第25条、第25条の2、第26条 <p style="margin-left: 20px;"><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3 第1項、第2項

7. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

8. 他の評価実施機関

特になし

(別添1) 事務の内容

図1 事務概略図と特定個人情報保護評価の範囲

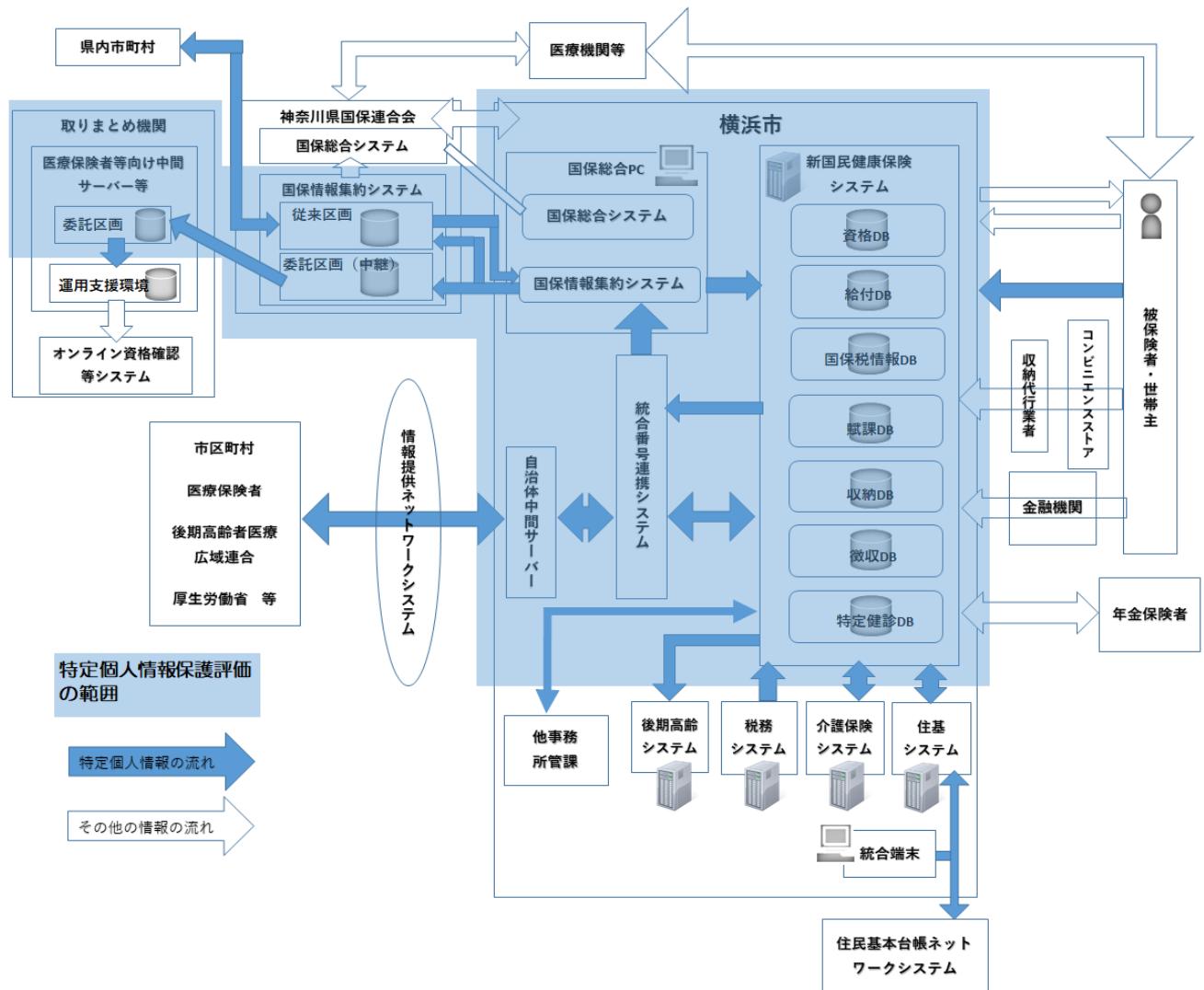
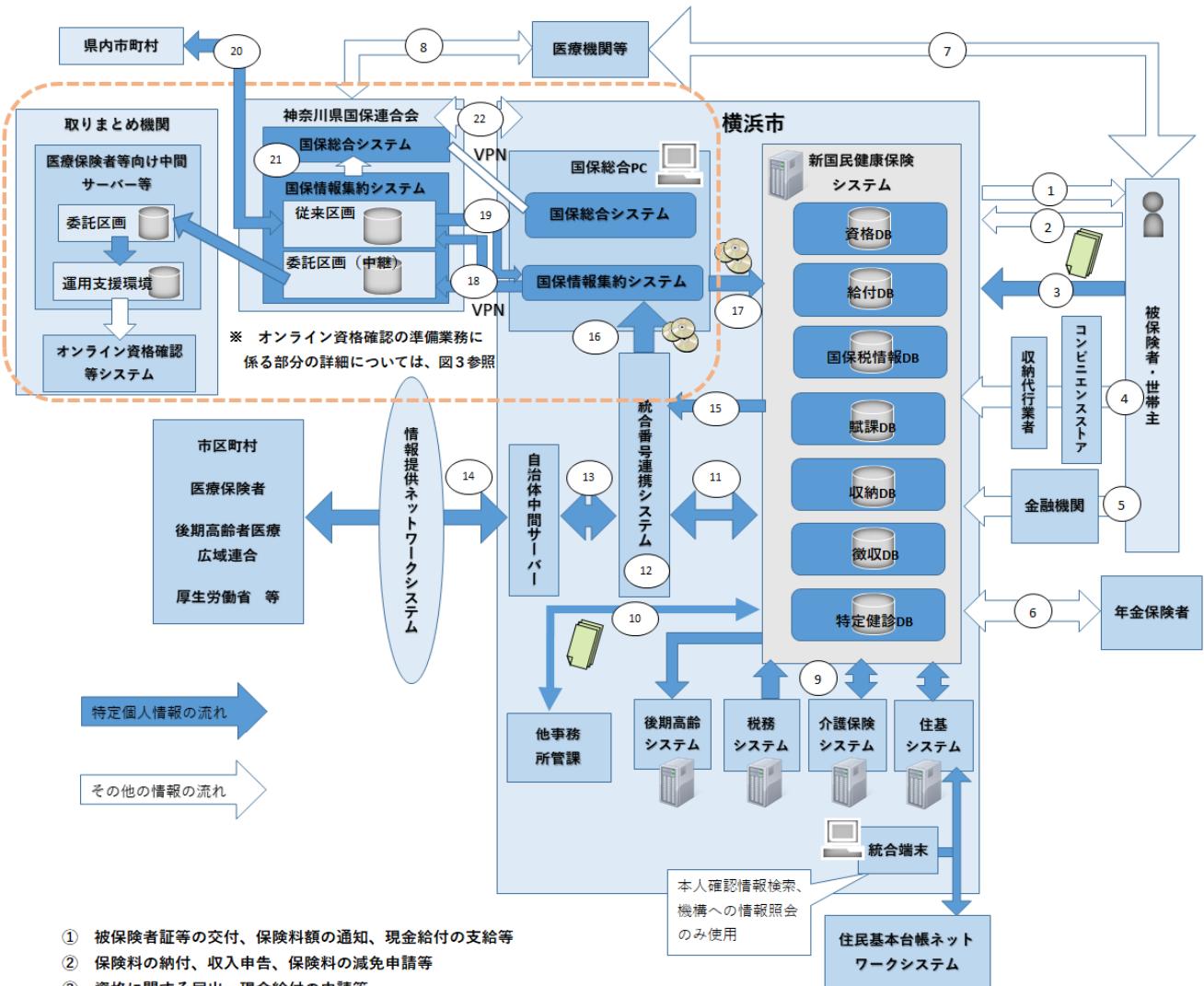
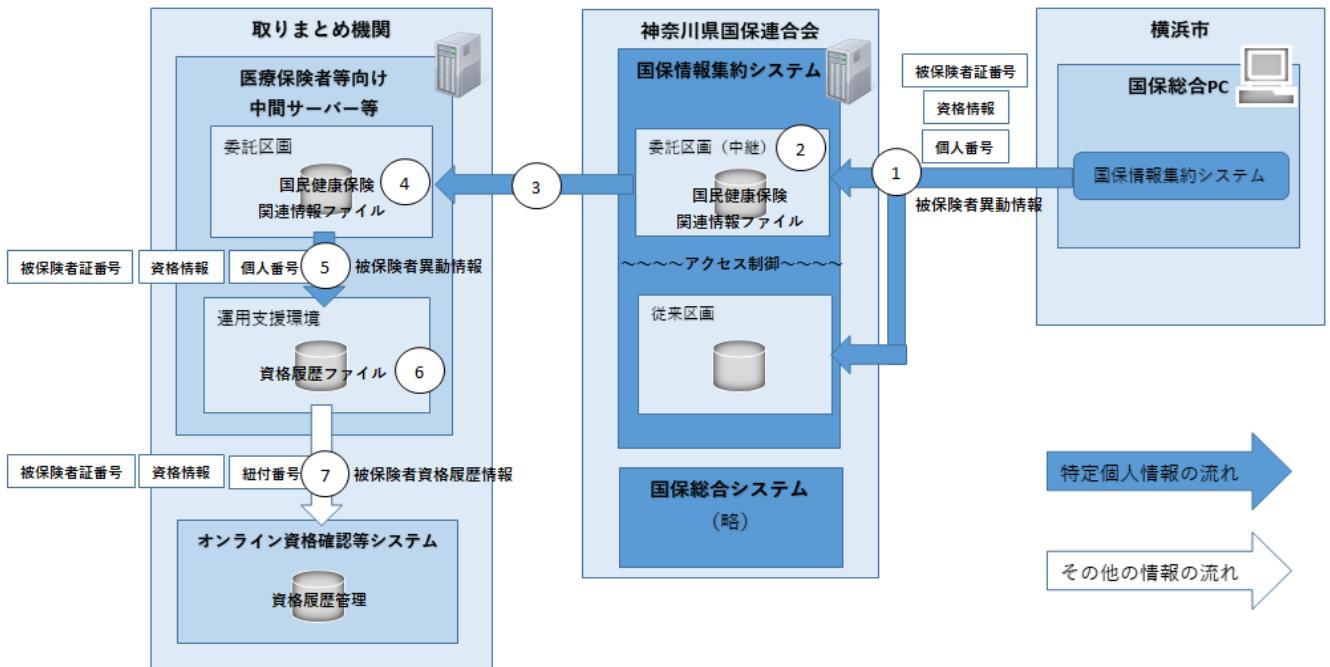


図2 国民健康保険事務の全体図



- ① 被保険者証等の交付、保険料額の通知、現金給付の支給等
- ② 保険料の納付、収入申告、保険料の減免申請等
- ③ 資格に関する届出、現金給付の申請等
- ④ 収納情報を受領（納付書）
- ⑤ 収納情報を受領（納付書・口座振替）
- ⑥ 特別徴収候補者・対象者情報を授受、収納情報を受領（特別徴収）
- ⑦ 受診、医療サービス提供、一部負担金の請求・支払（現物給付）、特定健康診査・特定保健指導の受診・利用
- ⑧ 診療報酬請求・支払、特定健康診査・特定保健指導の費用の請求・支払
- ⑨ システム間情報移転
- ⑩ 紙媒体による情報移転
- ⑪ 情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携
- ⑫ 業務固有番号・統合番号・個人番号の紐づけ、住民登録外被保険者への統合番号の付番
- ⑬ 情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携（統合番号による）
- ⑭ 情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携（符号による）
- ⑮ 県内市町村間の情報連携のための資格情報連携（個人番号付与前）
- ⑯ 県内市町村間の情報連携のための資格情報連携（個人番号付与後）
- ⑰ 県内市町村間の情報連携のための資格情報連携（結果の受領）
- ⑲ 資格異動情報のアップロード、継続世帯の確定処理
- ⑳ 市町村保険者事務共同処理業務による県内市町村間の情報連携
- ㉑ 資格情報連携（レセプト点検、電算共同処理等用）
- ㉒ 現金給付に係る審査情報の授受、特定健康診査・特定保健指導の結果の授受

図3 オンライン資格確認の準備業務に係る流れ



- ① 異動があった被保険者の情報について被保険者異動情報ファイルを作成しアップロードする。
- ② 横浜市から送信された被保険者異動情報に基づき、情報を更新し、医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信するための被保険者異動情報を作成する。
※ 国保情報集約システム委託区画においては、市町村ごとに論理的に区分された区画に情報が保存され、他の市町村の情報との間で提供等は行われない。
また、従来区画ともアクセス制御により切り離されている。
- ③ 作成した被保険者異動情報について、取りまとめ機関の医療保険者等向け中間サーバーシステムへ送信する。
- ④ 国保連合会から送信された被保険者異動情報に基づき、情報を更新する。
※ 国保情報集約システム委託区画においては、市町村ごとに論理的に区分された区画に情報が保存され、他の市町村の情報との間で提供等は行われない。
- ⑤ 委託区画から運用支援環境へ情報を連携し、資格履歴ファイルに格納する。
- ⑥ 個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理等を行う。
また、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
- ⑦ オンライン資格確認等システムへ資格情報を提供する（機関間提供）。

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ❁	[システム用ファイル]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ❁	<p>①課税住所地が横浜市である者 ②課税住所地が横浜市でない者のうち、次に該当する者 ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 ③年金保険者から年金受給情報の提供があった者</p>	
その必要性	<p>＜国民健康保険加入者＞ 国民健康保険の被保険者として給付を受ける期間の確認や保険料等を賦課、徴収、還付等を効率的に行うために必要であり、また、国民健康保険を脱退した後も、同様の業務が発生する場合があるため、被保険者情報は世帯の全員が資格を喪失してから5年間保管している。これは給付等の時效が最大5年であるためで、5年を過ぎても保険料等の未納が残っている場合や、保険料等を還付、充当をしたり、現金給付を行った日や振替を行った日から5年を過ぎていない場合は、それぞれの日と保険料等の未納がなくなった日のうち、直近の日から5年間保管している。</p> <p>＜国民健康保険非加入者＞ 所得情報については、国民健康保険の非加入者であっても、保険料の減額判定に必要となる場合がある。また、国民健康保険に加入した場合における保険料を仮計算する際に使用するために保有する必要がある。 年金受給情報については、徴収方法の決定にあたり、一時的に保有する必要がある(年金保険者においては、国民健康保険の加入者であるかどうかの判断がつかないため)。</p>	

④記録される項目	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[100項目以上] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[<input checked="" type="radio"/>] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="radio"/>] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[<input checked="" type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="radio"/>] 連絡先(電話番号等)</p> ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <p>[] 国税関係情報 [<input checked="" type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input checked="" type="radio"/>] 健康・医療関係情報</p> [<input checked="" type="radio"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input checked="" type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [<input checked="" type="radio"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<p>個人番号…対象者を正確に特定するため その他識別番号…他の庁内連携システムの個人を紐づけるため 4情報…管理する対象の個人を特定するため 連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため 地方税関係情報…保険料の計算や所得区分判定に所得情報が必要であるため 健康・医療関係情報…特定健康診査・特定保健指導等実施のため 医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため 介護・高齢者福祉関係情報…保険料の特別徴収対象者の判定を行うため 年金関係情報…保険料の特別徴収を行うため</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	<p>横浜市役所健康福祉局生活福祉部保険年金課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 南区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課 旭区役所福祉保健センター保険年金課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 緑区役所福祉保健センター保険年金課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課 柴区役所福祉保健センター保険年金課 泉区役所福祉保健センター保険年金課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課</p>

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人	
	[○] 評価実施機関内の他部署	(財政局税務課、健康福祉局介護保険課、 健康福祉局医療援助課)
	[] 行政機関・独立行政法人等	()
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(各市区町村)
②入手方法	[○] 民間事業者	(各金融機関、収納代行業者)
	[○] その他	(各医療保険者等、神奈川県国民健康保険団体連合会、日本年金機構・共 済組合等の年金保険者)
③入手の時期・頻度	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
	[] 電子メール	[○] 専用線 [○] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム	
	[○] その他	(ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)
<p><国保連合会からの入手時期・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務の被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等、国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報) :日次 ・高額該当の引き継ぎ業務(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等、転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報) :月次 ・現物給付(レセプト)情報 :月次 ・特定健康診査等情報 :月次 <p><税務主管課からの入手時期・頻度></p> <p>課税住所地が横浜市である者の所得情報 :月次(税務システムから入手)</p> <p><年金保険者からの入手時期・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収候補者情報 :隨時 ・特別徴収による収納情報 :2か月に1回 <p><その他の入手時期・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報:届出のある都度隨時(2か月に1度、住民基本台帳情報との整合性を保つため照会を行う。)。 ・現金給付情報、保険料関係情報(減免、特別徴収を希望しない旨の申出) :被保険者の属する世帯の世帯主からの申請に基づき隨時 ・税情報(市外転入等により、横浜市が課税住所地となっていない被保険者) :加入の届出時等で把握する都度、課税住所地へ照会を行い隨時 ・税情報(税務主管課から入手する所得情報等で所得の申告がされていない者、不要とされている者、及び課税住所地へ行った照会の回答で所得情報等が不明とされている者) :把握の都度、及び毎年9月に収入申立書を送付することにより隨時 ・収納情報 :日次(納付書又は口座振替データに対する収納がある都度) 		

	<p><国保連合会からの入手に関する妥当性></p> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、本市分の被保険者、被保険者の属する世帯の世帯主で被保険者ではない者（以下「みなす世帯主」という。）、過去に被保険者であった者、過去にみなす世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報に関する入手の時期・頻度の妥当性 <p>国保総合（国保集約）システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報に関する入手方法の妥当性 <p>入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手の時期・頻度の妥当性 <p>高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手方法の妥当性 <p>入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物給付（レセプト）情報の入手に関する妥当性 <p>被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条（療養の給付）等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等情報の入手に関する妥当性 <p>高齢者の医療の確保に関する法律第20条（特定健康診査）、第24条（特定保健指導）において特定健康診査、特定保健指導の実施が定められており、国保法第113条の3（連合会又は支払基金への事務の委託）において</p> <p>国保連合会に委託できる旨が定められている。</p> <p><その他の入手に関する妥当性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報 :国保法第9条の規定により、世帯主には届出の義務があり、国保法第5条及び第6条の該当、非該当や住所、氏名等の個人情報が変更となった場合、届出なければならない。 <p>また、国保法第5条から、市町村内に住所を有する者が被保険者となるが、その住所の認定について法令上特段の定めがないため、民法第22条（住所）の「各人の生活の本拠をもってその住所とする。」という規定を準用しており、この「生活の本拠」は定住の事実と定住の意思を勘案し総合的に判断している。その際、住民基本台帳は住民の居住関係を公証するためのものであるため、重要な手掛かりとしている。</p> <p>しかし、やむを得ない理由（DV等）がある場合は、本市の住民基本台帳へ登載されなくとも、居住の事実を示す書類（公共料金の明細書や賃貸契約書等）を確認することにより住所認定を行っている。また、この場合、個人番号を基に住民登録地で国民健康保険に加入していないかや、国保法第6条の適用除外の要件に該当していないかを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付情報 :国保法第54条（療養費）等及び国保法施行規則第27条（療養費の支給申請）等の規定により世帯主から申請によって入手する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料関係情報 :保険者は、国民健康保険事業に要する費用を世帯主から徴収しなければならないと定められており（国保法第76条）、保険者が徴収する世帯主に対する保険料額は、国民健康保険法施行令（以下「国保法施行令」という。）に基づき、地方税法314条の2第1項（所得控除）に規定する所得金額を基に計算する（国保法施行令第29条の7（市町村の保険料の賦課に関する基準））。そのため、保険者は世帯主及び被保険者の正確な所得情報を把握していかなければならない。 <p>また、横浜市に所得情報がない被保険者についても、必要があると認めるときは、官公署に対し必要な資料の提供を求めなければならない（市条例第22条（保険料の減免））。世帯主から所得情報の申告を受ける際は、横浜市国民健康保険条例（以下「市条例」という。）第19条の3（申告書の提出）及び横浜市国民健康保険条例施行規則（以下「市国保条例施行規則」という。）第12条の4に規定された収入申立書により入手する。</p> <p>特別徴収候補者情報は国民健康保険制度を維持するための保険料の徴収事務に必要である。これは国保法第76条の3及び4の要請によるものであり、その要請実現のために入手する。</p> <p>保険料減免に伴う情報は、市条例第22条（保険料の減免）及び市国保条例施行規則第15条（保険料の徴収猶予又は減免）に規定された申請書により入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税情報（保険給付関係） :支給金額の決定にあたって所得情報が必要である旨、国保法施行令第29条の3（高額療養費算定基準額）等に記載されている。 <p>また、横浜市に課税情報がない被保険者について、必要があると認めるときは、官公署に対し必要な資料の提供を求めなければならない（保険料関係と同様）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納情報 :保険者は、国民健康保険事業に要する費用を世帯主から徴収しなければならないと定められており（国保法第76条）、保険者として納付義務者の納付状況は常に把握する必要がある。
--	---

⑤本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> ・国保法、国保法施行令、国保法施行規則、市条例等に明示されている内容であり、その上での個人情報の入手であるため、利用目的は明らかである。また、収納情報については、本人への納入の通知に基づく納付情報であるため、納入の通知段階で明示されている。 ・他の機関等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されている。
⑥使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、保険料徴収情報、特定健康診査等情報の管理 ・保険料賦課及び保険給付に必要な所得の判定、保険料の特別徴収の可否とその金額の管理
変更の妥当性		一
⑦使用の主体		<p>横浜市役所健康福祉局生活福祉部保険年金課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 南区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課 旭区役所福祉保健センター保険年金課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 緑区役所福祉保健センター保険年金課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課 荻窪区役所福祉保健センター保険年金課 泉区役所福祉保健センター保険年金課 濱谷区役所福祉保健センター保険年金課</p>
⑧使用方法 ※		<p>国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、税情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、特別徴収情報、特定健康診査等情報を適正に管理し、国民健康保険制度の健全な運営を行う。特別徴収情報については、特別徴収依頼情報や中止・変更等に係る対象者の情報を年金保険者に提供する。</p> <p>国民健康保険に加入していない者について保有している税情報は、加入した場合における保険料を仮計算する際に使用する。</p> <p>また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他の機関等へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。</p>
情報の突合 ※		住所、氏名、生年月日等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行う。他の機関等へ情報提供や情報照会する際、住民基本情報システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用する。
情報の統計分析 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者数及び世帯数、さらに年齢別等の細かい被保険者数の推移を統計分析する。 ・給付実績を基に月報及び年報を作成する。 ・保険料額等の細かい金額の推移を統計分析する。 ・収入、所得状況等の細かい金額の推移を統計分析する。 ・収納率及び欠損額の推移を統計分析する。
権利利益に影響を与える決定 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者個人及び世帯の所得区分に基づき給付額を決定する。 ・所得金額等に基づき保険料額、徴収方法及び減免額を決定し通知する。 ・滞納処分の必要要件として、督促状を発付する。滞納がある場合、保険給付を差し止める場合がある。督促状の納期限を過ぎて支払われた保険料に関しては、条例に従い延滞金の計算を行い、延滞金が発生する場合は世帯主に請求する。
⑨使用開始日		平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (9) 件 1) 委託する 2) 委託しない						
委託事項1	運用業務委託						
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p> <table border="1"> <tr> <td>対象となる本人の数</td> <td>[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td>対象となる本人の範囲 ※</td> <td>特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様</td> </tr> <tr> <td>その妥当性</td> <td>作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。</td> </tr> </table>	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様						
その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。						
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 [○] その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取り扱いを行う。)						
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。						
⑥委託先名	富士通Japan株式会社						
⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない						
再委託	<p>番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 						
⑧再委託の許諾方法	運用支援業務						
委託事項2~5							

委託事項2		保守業務委託								
①委託内容		システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[100万人以上1,000万人未満]</td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様		その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様									
その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。									
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>								
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内の直接操作にて取扱いを行う。)</p>								
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。								
⑥委託先名		富士通Japan株式会社								
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>								
	⑧再委託の許諾方法	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 								
⑨再委託事項		保守支援業務								

委託事項3		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取り扱いを行う。)</p>
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		日本企画株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務

委託事項4		データ保管業務委託							
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[100万人以上1,000万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢>							
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の範囲</td> <td style="padding: 5px;">※</td> <td style="padding: 5px;">特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲	※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様					
対象となる本人の範囲	※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様							
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>							
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。							
⑥委託先名		東武デリバリー株式会社							
再委託	⑦再委託の有無	※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>						
	⑧再委託の許諾方法		番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 						
	⑨再委託事項		データ保管支援業務						

委託事項5		帳票印刷業務委託											
①委託内容		帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。											
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[100万人以上1,000万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様		その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢>											
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上											
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様												
その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。												
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>											
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="margin-left: 20px;">本市が管理するプリントサーバーへ、出力が必要な帳票データのみを転送する。</p> <p>[○] その他 (委託先は、出力操作専用端末を操作することにより、プリントサーバーの帳票を確認し出力する。)</p>											
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。											
⑥委託先名		株式会社アイネット											
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>											
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 											
	⑨再委託事項	帳票印刷支援業務											

委託事項6	資格継続業務及び高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務委託
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)、県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通常するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の現物給付(レセプト)等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、みなす世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、みなす世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とみなす世帯主に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国保法第110条(時効)によって保険給付を受ける権利は2年間有効、地方自治法第236条1項(金銭債権の消滅時効)によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の現物給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	神奈川県国民健康保険団体連合会

再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 	
	⑨再委託事項	<p>資格継続業務及び高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)等。</p>	
委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容		<p>オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。</p>	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の範囲 ※	[<input checked="" type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
③委託先における取扱者数		[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input type="checkbox"/> その他 ()]	
⑤委託先名の確認方法		<p>市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。</p>	
⑥委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	

	<p>⑦再委託の有無 ※</p> <p>[<input type="checkbox"/> 再委託する]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	<p>⑧再委託の許諾方法</p> <p>委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>	
	<p>⑨再委託事項</p>	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項8		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用した、オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの全体]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p>[100万人以上1,000万人未満]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
その妥当性		市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数	<p>[50人以上100人未満]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>	
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。

⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	<p>委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>			
	⑧再委託の許諾方法	<p>医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務</p>		
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務		
委託事項9		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務		
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 		
対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 			
	対象となる本人の範囲 ※			特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
その妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、みなす世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、みなす世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とみなす世帯主に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は2年間有効、地方自治法第236条第1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の現物給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 		
③委託先における取扱者数		<p><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>		
市報での公告又は本市webページでの公表による。				

⑤委託先名の確認方法		ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託		<p>委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>
⑧再委託の許諾方法		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
⑨再委託事項		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (28) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (14) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第1項) ・番号法別表第二主務省令第1条
②提供先における用途	・健康保険法施行規則第24条(被保険者の資格取得の届出)第1項の全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条(被扶養者の届出)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となつた日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行つた日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先2~5	

提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第2項) ・番号法別表第二主務省令第2条
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条(傷病手当金)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条(傷病手当金)第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第104条(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第105条(資格喪失後の死亡に関する給付)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条(高額療養費)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2(高額介護合算療養費)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条(被扶養者の届出)の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第50条第1項(被保険者証の検認又は更新等)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となつた日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行つた日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第3項) ・番号法別表第二主務省令第3条
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第104条の組合管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第24条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(第4項) ・番号法別表第二主務省令第4条
②提供先における用途	・船員保険法施行規則第6条(被保険者の資格取得の届出)第1項の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第26条(被扶養者の届出)の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第5項) ・番号法別表第二主務省令第5条
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険法第69条(傷病手当金)第1項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第69条第6項の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第72条(葬祭料)第1項の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第73条(出産育児一時金)第1項の出産育児一時金又は同法第81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第83条(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第84条(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第38条(被保険者証の検認又は更新)第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 ・船員保険法施行規則第64条(船員法による療養補償との調整の申請)第1項の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となつた日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行つた日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先6~10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第9項) ・番号法別表第二主務省令第8条
②提供先における用途	・児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 ・児童福祉法第19条の7の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務
③提供する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先7	
提供先7	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第12項) ・番号法別表第二主務省令第10条の2
②提供先における用途	児童福祉法第21条の5の31の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第15項) ・番号法別表第二主務省令第11条の2
②提供先における用途	児童福祉法第24条の22の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先9	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第17項) ・番号法別表第二主務省令第12条の3
②提供先における用途	予防接種法第16条(給付の範囲)第1項第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第22項) ・番号法別表第二主務省令第15条
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第30条(費用の負担)の規定による費用の負担の調整に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となつた日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先11～15	
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第26項) ・番号法別表第二主務省令第19条
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第19条(実施機関)第1項の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条(申請による保護の開始及び変更)第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条(職権による保護の開始及び変更)第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条(保護の停止及び廃止)の保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第63条(費用返還義務)の保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条(費用等の徴収)第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③提供する情報	・保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p>

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主		
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度		
提供先12	市町村長		
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第27項) ・番号法別表第二主務省令第20条		
②提供先における用途	地方税法第703条の4(国民健康保険税)の国民健康保険税の課税に関する事務		
③提供する情報	非自発的失業者の国民健康保険料の軽減措置該当者に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 2) 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 3) 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 4) 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 ・雇用保険における特定受給資格者または特定理由離職者が国民健康に加入した世帯		
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度		
提供先13	社会福祉協議会		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第30項)		
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 2) 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 3) 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 4) 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主		

⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先14	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第33項) ・番号法別表第二主務省令第22条の2
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教職員共済法第25条(国家公務員共済組合法の準用)において準用する国家公務員共済組合法第60条の2(高額療養費)第1項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の3(高額介護合算療養費)第1項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第61条(出産費及び家族出産費)第2項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則第1条の5(被扶養者の認定申請等)の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先15	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二（第39項） ・番号法別表第二主務省令第24条の2
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合法第60条の2第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第60条の3第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第61条第2項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第64条（埋葬料及び家族埋葬料）の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第88条（被扶養者の申告）の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第95条（組合員被扶養者証）第3項において準用する同令第92条（組合員証の検認等）第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: left;">[100万人以上1,000万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となつた日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行つた日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先16~20	
提供先16	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第42項) ・番号法別表第二主務省令第25条
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第57条の2(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第57条の3(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第76条の保険料の賦課に関する事務 ・国民健康保険法施行規則第2条(資格取得の届出)第1項、第3条、第4条第1項、第11条、第12条又は第13条第1項(第4条第1項及び第11条を除き、これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第46項)
②提供先における用途	国保法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項による特別徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	保険料の特別徴収額の通知等に関する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <input checked="" type="checkbox"/> [選択肢] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険料を特別徴収により納付する者 ・国民健康保険料を特別徴収により納付する世帯のうち、国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である者
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	未定
提供先18	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第58項) ・番号法別表第二主務省令第31条の2の2
②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法第62条の2(高額療養費)第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第62条の3(高額介護合算療養費)第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第63条(出産費及び家族出産費)第2項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第66条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第94条(被扶養者の申告)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第2項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務
③提供する情報	・保険給付の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] <input checked="" type="checkbox"/> [選択肢] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第62項) ・番号法別表第二主務省令第33条
②提供先における用途	老人福祉法第28条(費用の徴収)第1項の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先20	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第78項) ・番号法別表第二主務省令第41条の2
②提供先における用途	雇用保険法第37条(傷病手当)第8項の傷病手当の支給の調整に関する事務
③提供する情報	国保法第58条第2項の傷病手当金の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

移転先1	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第26項) ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(以下「市番号条例」という。)第4条第3項
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る資格に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>生活支援課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者</p> <p>①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主</p> <p>②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となつた日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行つた日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主</p>
⑥移転方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度
移転先2~5	
移転先2	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号 ・市番号条例第4条第2項(別表第2の3)
②移転先における用途	<p>生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であつて次の事務に準ずるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務

③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>生活支援課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者</p> <p>①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主</p>
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度
移転先3	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第87項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		生活支援課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	情報照会の都度	
移転先4	健康福祉局生活福祉部医療援助課	
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・市番号条例第4条第2項(別表第2の1)	
②移転先における用途	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条(助成の方法の特例)第1項の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	
③移転する情報	・被保険者資格に関する情報 ・国保法第54条第1項若しくは第2項の療養費の支給、同法第54条の2第1項の訪問看護療養費の支給、同法第54条の3第1項の特別療養費の支給又は同法第57条の2第1項の高額療養費の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	情報照会の都度	
移転先5	健康福祉局生活福祉部医療援助課	
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・市番号条例第4条第2項(別表第2の2)	

②移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条(助成の方法)第1項ただし書若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務		
③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する情報 ・国保法第54条第1項若しくは第2項の療養費の支給、同法第54条の2第1項の訪問看護療養費の支給、同法第54条の3第1項の特別療養費の支給又は同法第57条の2第1項の高額療養費の支給に関する情報 		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者</p> <p>①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主</p> <p>②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主</p>		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム	[] 専用線	
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ	[○] 紙	
	[] その他 ()		
⑦時期・頻度	情報照会の都度		
移転先6~10			
移転先6	健康福祉局生活福祉部医療援助課		
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第80項) ・市番号条例第4条第3項 		
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百十六条の二の規定の適用を受ける者の特例)の資格取得を行う。		
③移転する情報	国民健康保険資格情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>国民健康保険の住所地特例者であり、以下の①、②のいずれにも該当する者</p> <p>① 75歳に達した者</p> <p>② 厚生労働省で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号(被保険者)の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者</p>		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム	[] 専用線	
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ	[] 紙	
	[○] その他 (ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)		
⑦時期・頻度	月1回		

⑦時期・頻度	情報照会の都度
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
④移転する情報の対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>介護保険課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者</p> <p>①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主</p>
③移転する情報	<p>・被保険者資格に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報</p>
②移転先における用途	<p>・介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>
①法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号別表第二(第94項) ・市番号条例第4条第3項</p>
⑦移転先7	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課

移転先8	財政局主税部税務課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第27項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	地方税法第314条の2第3項(所得控除)に定める社会保険料控除適用の判定のため
③移転する情報	住所、氏名(漢字)、被保険者番号、収納額合計(合計及び徴収区分別)
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該年に納付した世帯主
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	年1回(1月)

移転先9	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第120項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項の支給認定の変更の認定に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第12条の特定医療費の支給の調整に関する事務
③移転する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保健事業課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先10	健康福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第48項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	国民年金法による保険料の納付に関する処分に係る申請等に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	保険料の賦課に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保険年金課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

移転先11～15	
移転先11	健康福祉局生活福祉部医療援助課
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第80項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金の算定に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の保険料の賦課に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第37条第2項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請又は同令第42条第2項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第4項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第6項において準用する同令第20条第1項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務
③移転する情報	保険料の賦課に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者</p> <p>①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主</p> <p>②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主</p>
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

移転先12	健康福祉局こころの健康相談センター
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第109項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満] [1万人未満] [10万人以上100万人未満] [100万人以上1,000万人未満] [1,000万人以上]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	こころの健康相談センターから照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第109項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[1万人未満] [1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

移転先14	医療局地域医療部がん・疾病対策課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(第102の2項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	健康増進法第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務
③移転する情報	被保険者資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>健康増進法第19条の2の健康増進事業の対象者として照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者</p> <p>①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主</p>
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	年1回

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
③消去方法		<p>国民健康保険の被保険者として給付を受ける期間の確認や保険料等を賦課、徴収、還付するため、世帯の全員の資格を喪失してから5年間保管している。これは給付等の時效が5年であることからであり、5年を過ぎても保険料等の未納が残っている場合や、保険料等を還付・充当したり、療養費等の申請及び支給を行った日又は振替を行った日から5年を過ぎていない場合は、それぞれの日と保険料等の未納がなくなった日のうち、直近の日から5年間保管する。</p> <p><横浜市における措置></p> <p>○電子データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に前回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 <p>○紙書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務で入手した申請書等、システムから出力した帳票等は裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 												
7. 備考		特になし												

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

資格データベース

【世帯情報】	
被保険者証番号	特定疾病区分
被保険者種類別	特定疾病該当生年月日
世帯区分	特定疾病該当期限年月日
世帯種別	特定疾病非該当年月日
世帯子子情報	特定疾病非該当届出年月日
世帯主	公費負担区分
現住所	公費負担該当年月日
住所変更届出年月日	公費負担非該当届出年月日
送付先住所	公費負担該当届出年月日
送付先住所入力年月日	高齢受給者該当区分
送付先氏名	高齢受給者該当事由
送付先氏名入力年月日	高齢受給者該当期始年月日
電話番号	高齢受給者該当期終年月日
連絡先	高齢受給者該当年月日
連絡先入力年月日	限度額適用認定・標準負担額認定該当区分
資格喪失年月日	限度額適用認定・標準負担額認定該当事由
資格喪失届出年月日	限度額適用認定・標準負担額認定該当期限年月日
資格喪失事由	限度額適用認定・標準負担額認定期始該当年月日
最終被保険者証出力番号	限度額適用認定・標準負担額認定期終該年月日
最終個人識別コード	限度額適用認定・標準負担額認定該当終期年月日
【個人情報】	
個人コード	低所得者申請区分
個人識別コード	低所得者申請認定期年月日
氏名カタ	特定同一世帯所属者区分
氏名漢字	特定同一世帯所属者該当日
性別	特定同一世帯所属者該当期間
生年月日	特定同一世帯所属者非該当日
続柄	特定同一世帯所属者非該当届出日
国籍等	旧被扶養者区分
氏名・性別・生年月日・続柄・国籍等変更届出年月日	旧被扶養者該当日
世帯生年区分	旧被扶養者該当届出日
法別区分	旧被扶養者非該当日
市資格取得年月日	旧被扶養者非該当届出日
市資格取得届出年月日	失業者区分
市資格取得事由	失業者減該当日
市資格取得期限年月	失業者減該届出日
区資格取得年月日	失業者減該非該当日
区資格取得届出年月日	失業者減該届出日
区資格取得事由	県内資格取得年月日
区資格取得期限年月	県内資格取得届出年月日
区資格喪失年月日	県内資格喪失年月日
区資格喪失届出年月日	県内資格喪失届出年月日
区資格喪失事由	県内資格喪失事由
区資格喪失期限年月	市町村被扶養ID
市退職該当年月日	被保険者証裏面への性別記載の有無
市退職該当届出年月日	DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
市退職該当事由	
市退職該当処理年月	
区退職該当年月日	
区退職該当届出年月日	
区退職該当事由	
区退職該当処理年月	
区退職非該当年月日	
区退職非該当届出年月日	
区退職非該当事由	
区退職非該当処理年月	
賦課開始月	
賦課終了月	
住所地特記事項区分	
住所地特記事項當年月日	
住所地特記事項当期開始年月日	
住所地特記事項當年月日	
住所地特記事項當年月日	
【帳票情報】	
帳票番号	特定疾病区分
帳票種別	特定疾病該当年月日
該当数	特定疾病該当期限年月日
交付年月日	特定疾病非該当年月日
有効期限始年月日	特定疾病非該当届出年月日
有効期限終年月日	特定疾病該当届出年月日
回収区分	特定疾病該当年月日
回収年月日	特定疾病該当届出年月日
【通番情報】	
最終被保険者証番号	最終被保険者証番号
次被保険者証番号	次被保険者証番号

給付データベース

<現金給付情報>

【世帯キーコード】	銀行情報 預金種別コード
被保険者番号	銀行情報 口座番号
データ件数	銀行情報 預金者氏名
最新明細番号	支給金額
最新該当日	一般分情報 査定金額
処理年	一般分情報 他法優先金額
	一般分情報 國保優先金額
	一般分情報 診療日数
	一般情報 該当期間開始
	一般情報 該当期間終了
	一般情報 資格区分
	一般情報 標準負担日数
	一般情報 標準負担区分
	高額情報 國保本人額
	高額情報 退職本人額
	高額情報 國保レセプト
	高額情報 退職レセプト
	高額情報 該当人数
	高額情報 該当年月
	高額情報 課税区分
	支払情報 支払方法レコード
【月報支給管理レコード】	
区コード	
支給年度	
支給年月	
給付事由	
支給レコード件数	
【月報戻入管理レコード】	
区コード	
戻入年度	
戻入年月	
給付事由	
戻入レコード件数	
【未支給レコード】	
区コード	
支給区分	
給付事由 納付費目	
給付事由 納付種別	
申請日	
決裁日	
支払方法	
資格区分	
給付明細識別番号 被保険者番号	
給付明細識別番号 年度	
給付明細識別番号 明細番号	
【戻入レコード】	
戻入年度	
戻入日	
給付事由	
資格区分	
標準負担区分	
戻入金額	
件数	
一般分情報 日数	
一般分情報 費用額	
一般分情報 一部負担金	
一般分情報 國保優先額	
一般分情報 他法優先額	
高額分情報 國保金額	
高額分情報 退職金額	
高額分情報 國保レセプト	
高額分情報 退職レセプト	
標準負担助成情報 標準負担日数	
標準負担助成情報 標準負担助成額	
入院食事代情報 入院外来区分	
入院食事代情報 食事回数	
入院食事代情報 食事代査定金額	
入院食事代情報 食事代支給金額	
【支給明細レコード】	
区コード	
該当者個人番号	
給付事由コード	
申請日	
決裁日	
支給年度	
支給日	
申請者情報 市内／市外住所・方書	
申請者氏名	
電話番号	
銀行情報 金融機関コード	
銀行情報 店舗コード	
	銀行情報 預金種別コード
	銀行情報 口座番号
	銀行情報 預金者氏名
	支給金額
	一般情報 査定金額
	一般情報 國保優先額
	一般情報 他法優先額
	一般情報 診療日数
	一般情報 該当期間開始
	一般情報 該当期間終了
	一般情報 資格区分
	一般情報 標準負担日数
	一般情報 標準負担区分
	高額情報 國保本人額
	高額情報 退職本人額
	高額情報 國保レセプト
	高額情報 退職レセプト
	高額情報 該当人数
	高額情報 該当年月
	高額情報 課税区分
	支払情報 支払方法レコード
【(高額療養費)未申請明細レコード】	
区コード	
被保険者番号	
申請書整理番号	
該当者個人番号	
給付事由コード	
診療年月	
算定年月	
支給額合計	
支給済分	
医療費助成分	
その他調整分	
國保支給額	
退職支給額	
該当人数	
課税区分	
一部負担割合区分	
国保レセプト枚数	
退職レセプト枚数	
明細番号	
付与サイン	
申請書作成回数	
被保険者証番号	
状態区分	
メモ	
修正日	
【支給日修正累積レコード】	
支給明細操作情報 異動事由	
支給明細操作情報 処理端末	
支給明細操作情報 処理日	
支給明細操作情報 処理時間	
支給明細情報 申請区コード	
支給明細情報 証番号	
支給明細情報 個人コード	
支給明細情報 明細年度	
支給明細情報 明細番号	
支給明細情報 入力方法区分	
支給明細情報 戻入区分	
支給明細情報 振替区分	
支給明細情報 支給帳票出力区分	
月報支給管理情報(新/旧) 月報支給年度	
月報支給管理情報(新/旧) 月報支給年月	
月報支給管理情報(新/旧) 月報給付事由(費目)	
月報支給管理情報(新/旧) 月報出力フラグ	
該当者資格情報 該当者氏名	
該当者資格情報 生年月日	
該当者資格情報 性別	
申請者情報 市内／市外住所・方書	
申請者氏名	
電話番号	
申請給付情報(新/旧)	
給付事由	
申請日	
決裁日	
支給年度	
支給日	
支給金額	
標準負担額	
一般情報 査定金額	
【申請管理連携レコード】	
被保険者証番号	
該当者個人コード	
一般識別フラグ	
申請書管理番号	
申請年度	
申請連番	
支給状況	

<現物給付情報>

処理年月
レセプト全国共通キー
保険者番号
調整保険者番号
点数表
診療年月
制度区分
シフト前期区分
診療実日数
診療開始日
保険_食事回数
本人家族入外
医療機関番号
医療機関名
公費_法別番号
保険_決定点数
保険_費用額
保険_負担者負担額
保険_高額療養費
保険_高額療養費1%
保険_長期高額療養費
保険_食事基準額
保険_食事負担者負担額
保険_食事患者負担額
公費_決定点数
公費_費用額
公費_負担者負担金額
公費_高額療養費
公費_高額療養費1%
公費_長期高額療養費
公費_患者負担額
公費_食事基準額
公費_食事負担者負担額
公費_食事患者負担額
被保険者証記号
被保険者証番号
個人番号
生年月日
性別

賦課データベース

【世帯情報】	
被保険者証番号	
賦課区コード	
介護世帯扱分率	
後期世帯扱分率	
国保退職扱分率	
介護退職扱分率	
後期退職扱分率	
2割減額申請区分	
世帯区分	
納付区分	
異動事由コード	
年間保険料額	
期別保険料額	
領通知書発行年月日	
領通知書発行年月日	
国保介護区分	
期間	
被保険者数	
世帯市民税額	
所得割額	
均等割額	
法定減額区分	
法定減額	
算出額	
保険料額	
限度額区分	
賦課基準フラグ	
最新減額区分	
随時フラグ	
減免フラグ	
限度額超過分	
限度額超過月テーブル	
徴収区分	
特徴期別保険料額	
特徴分年間保険料額	
普徴分年間保険料額	
賦課年度	
該当期	
随時分保険料額	
賦課通知書種別	
減免理由	
賦課承認年月日	
自動減免区分	
減免額	

【所得情報】	
所得区分	
市民税額サイン(市民税額)	
国保減額賦課基準	
調整後給与所得金額	
給与支払額	
公的年金所得金額	
公的年金支払額	
分離譲渡所得金額	
譲渡特別控除額	
不動産所得区分	
配当所得区分	
利子所得区分	
市民税減免区分	
専従区分	
所得把握区分	
所得把握年月日	
損益・繰控区分	
基準絶所得金額	
課税絶所得金額	
合計所得金額	
失業軽減用・所得区分	
失業軽減用・市民税額	
失業軽減用・国保減額賦課基準	
失業軽減用・給与所得金額	
失業軽減用・課税絶所得金額	
失業軽減用・合計所得金額	
疑義フラグ	
補正フラグ	
扶養控除フラグ	
緩和措置後基準絶所得金額	
失業緩和後基準絶所得金額	
所得控除額合計	
専従者給与・控除	
減額用給与所得金額	
所得明細フラグ	

【所得明細情報】	
営業等所得金額	
農業所得金額	
利子所得金額	
不動産所得金額	
配当所得金額	
一般雑所得金額	
その他所得金額	
その他投信金額	
外貨投連投信金額	
配当控除無配当金額	
総合短期譲渡金額	
総合長期譲渡金額	
一時所得金額	
山林所得金額	
先物取引所得金額	
上場株式譲渡所得金額	
上場株式配当所得金額	
一般／その他株式譲渡所得金額	
分離事業・維持所得金額	
短期譲渡(一般)控除後額	
短期譲渡(一般)特別控除額	
短期譲渡(軽減)控除後額	
短期譲渡(軽減)特別控除額	
長期譲渡(一般)控除後額	
長期譲渡(一般)特別控除額	
長期譲渡(優良)控除後額	
長期譲渡(優良)特別控除額	
長期譲渡(居住)控除後額	
長期譲渡(居住)特別控除額	
株式譲渡繰越控除額	
先物取引繰越控除額	
繰控コード	
その他繰越控除額	
難損失繰越控除額	

国保税情報データベース

【所得情報】	
個人コード	所得控除額合計
課税年度	減額用給与所得金額
税宛名番号	合計所得金額(給与10万控除)
生年月日	所得金額調整控除
所得区分	年少扶養数
市民税額サン(市民税額)	収入申立書作成区分
国保減額賦課基準	所得明細フラグ
調整後給与所得金額	ロケーションキー
給与支払額	電文照会区分
公的年金所得金額	
公的年金支払額	
分離譲渡所得金額	
譲渡特別控除額	
不動産所得区分	
配当所得区分	
利子所得区分	
市民税减免区分	
申告書送付区分	
専従区分	
事業主個人コード	
専従者数	
所得把握区分	
所得把握年月日	
税額照会書出力年月日	
税情報アンマッチリスト出力年月日	
損益・繰控区分	
旧ただし書き所得金額	
基準総所得金額	
減免前市民税額(介護用)	
基準収入額	
課税総所得金額	
低所得Ⅰサイン	
合計所得金額	
市民税所得割額	
市民税均等割額	
専従者給与・控除	
課税所得(激変緩和後)	
非課税サイン	
課税判定サイン	
減額用給与所得使用フラグ	
扶養人数	
一般分課税標準額	
市民税税額控除	
分離課税市民税所得割	
失業軽減用・所得区分	
失業軽減用・市民税額	
失業軽減用・市民税所得割額	
失業軽減用・市民税均等割額	
失業軽減用・国保減額賦課基準	
失業軽減用・給与所得金額	
失業軽減用・基準総所得金額	
失業軽減用・課税総所得金額	
失業軽減用・合計所得金額	
失業軽減用・低所得Ⅰ判定サイン	
疑義フラグ	
補正フラグ	
資料番号	

【所得明細情報】	
営業等所得金額	所得控除額合計
農業所得金額	減額用給与所得金額
利子所得金額	合計所得金額(給与10万控除)
不動産所得金額	所得金額調整控除
配当所得金額	年少扶養数
一般雑所得金額	収入申立書作成区分
その他所得金額	所得明細フラグ
その他投信金額	ロケーションキー
外貨建投信金額	電文照会区分
配当控除無配当金額	
総合短期譲渡金額	
総合長期譲渡金額	
一時所得金額	
山林所得金額	
先物取引所得金額	
上場株式譲渡所得金額	
上場株式配当所得金額	
一般/その他株式譲渡所得金額	
分離事業・雑所得金額	
短期譲渡(一般)控除後額	
短期譲渡(一般)特別控除額	
短期譲渡(軽減)控除後額	
短期譲渡(軽減)特別控除額	
長期譲渡(一般)控除後額	
長期譲渡(一般)特別控除額	
長期譲渡(優良)控除後額	
長期譲渡(優良)特別控除額	
長期譲渡(居住)控除後額	
長期譲渡(居住)特別控除額	
株式譲渡繰越控除額	
先物取引繰越控除額	
繰控コード	
その他繰越控除額	
雑損失繰越控除額	

徴収データベース

年金義務者コード
年金コード
基礎年金番号
年金支給額
該当年度
国保個人コード
介護個人コード
国保被保険者証番号
介護被保険者番号
特徴開始年月
特徴終了年月
特徴依頼済フラグ
特徴停止済フラグ
徴収区分
特徴拒否サイン
特徴拒否承認年月日
計算フラグ
個人コード状態フラグ
補正区分
住所地特例区分
国保特徴依頼額1
国保特徴依頼額2
国保特徴依頼額3
介護特徴依頼額1
処理年月日
区コード
住所漢字
候補者カナ氏名
候補者漢字氏名
性別
生年月日

収納データベース

【収納情報・過誤納情報】

被保険者証番号
該当年度
賦課区
賦課年度
執行停止情報
完納情報
期別情報
賦課額
減免額
収納事由
収納額
公金整理日
領収日
口座振替不能事由
収納履歴
延滞金(確定・未確定)
延滞金確定日
延滞金減免額
延滞金減免事由
延滞金収納額
延滞金収納事由
延滞金公金整理日
延滞金領収日
時効情報(督促状)
時効情報(徵収猶予)
時効情報(納付誓約)
時効情報(催告書)
時効情報(承認)
時効情報(差押事前)
時効情報(処分開始)
時効情報(換価)
時効情報(処分解除)
時効情報(欠損)
時効情報(執行停止)
時効情報(延滞金確定)
特別徵収/普通徵収
特別徵収不能事由

【領収情報】

会計年度
款項目節
区コード
局コード
課コード
領収金額
領収書書損区分

特定健診データベース

【個人管理】	
個人コード	
送付先フラグ	
除外情報	
除外事由	
疾病種別	
除外届出日	
除外処理日	
除外開始日	
除外終了予定年月日	
解除届出日	
解除処理日	
解除事由	
解除年月日	
連合会送付情報	
除外情報送付日	
解除情報送付日	
区コード	
被保険者証番号	
個人識別コード	
生年月日	
性別	
【年度管理】	
区コード(採番区)	
受診券整理番号	
個人コード	
被保険者証番号	
個人識別コード	
生年月日	
性別	
最新対象区分	
最新負担区分	
初回整減申請書出力日	
受診利用状況	
受診結果情報	
受診日	
受診結果コード	
健診機関コード	
受診券交付情報	
交付区コード	
交付日	
有効期限	
受診券回収情報	
回収事由	
回収日	
連合会送付情報	
連合会送付日	
健診機関名	
利用券整理番号	
最新利用券区分	
受診勧奨区分	
保健指導結果フラグ	
利用券交付情報	
交付区コード	
交付日	
有効期限	
利用券回収情報	
回収事由	
回収日	

統合番号連携システム

個人番号
統合番号
4情報
業務固有番号
自動応答不可フラグ用サイン

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>＜本人等からの入手における措置＞ 国保法第9条、国保法施行規則第27条等の規定により、資格関係の届出、現金給付の申請、減免申請等は世帯主が行うこととされており、窓口での届出・申請により情報を入手する場合は、その場で本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。また、所得情報の申告や徴収方法の変更の申請(口座振替への変更)を受ける際は、窓口において本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。 また、本人及び第三者による収納情報については、使用する納付書(納付済通知書)にバーコード化されて格納されており、収納代行業者(金融機関においては納付済通知書)により適正に管理されたうえで、収納情報としてデータが送られてくるため、対象者以外の情報は伝わり得ない。</p> <p>＜他課からの入手における措置＞ 税務主管課から提供されるデータについては、個人の識別が可能な番号を突合することにより、必要な情報の確認を行う。 介護保険主管課から提供されるデータについては、国保法第76条の3及び4で規定された者についてのみ、特別徴収候補者として情報を入手している。</p> <p>＜年金保険者からの入手における措置＞ 国保法第76条の3及び4で規定された者についてのみ、特別徴収候補者として情報を入手している。</p> <p>＜国保連合会からの入手における措置＞ ○国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p>(※)ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付けている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことです。</p> <p>○データを登録する際の防止措置 ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p>
--------------------------	---

	<p><本人等からの入手における措置></p> <p>国保法施行規則第2条、第27条等に定められた内容に基づき届出書・申請書様式を作成し必要な情報のみ入手する。必要な様式については、市国保条例施行規則等により規定している。</p> <p>所得情報の申告や徴収方法の変更の申出を受ける際は、市国保条例施行規則第12条の4、横浜市国民健康保険料口座振替及び自動払込みによる収納事務取扱要領に規定された収入申立書・口座振替依頼書により、必要事項のみを入手する。</p> <p>金融機関経由で入手する納付済通知書については、必要項目のみをパンチ業者にデータ化させたうえで、収納情報として受け取っている。</p> <p><他課からの入手における措置></p> <p>税務主管課から提供されるデータについては、国民健康保険の給付及び保険料の計算に必要な情報のみを選別し受領することで、必要な情報以外の入手を行わないようとする。</p> <p>介護保険主管課から提供されるデータについては、データベースの項目を規定し、必要な情報以外の入手を行わないようとする。</p> <p><年金保険者からの入手における措置></p> <p>年金保険者から入手するファイルは仕様により情報が限定されており、新国民健康保険システムにおいてもデータベースの項目が定まっているため、必要な情報しか保持できない。</p> <p><国保連合会からの入手における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <p>入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>(※)ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース 仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。
他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜新国民健康保険システムにおける措置＞ 本人からの資格・保険料関係の個人情報の入手は届出によるものであり、現金給付及び現物給付は国保法に明示されている制度であり、対象者本人が利用目的を認識し自発的に利用する制度である。特定個人情報ファイルの管理については、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p> <p>＜国保連合会からの入手における措置＞ ・国保総合PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。国保総合(国保集約)システムの外部インターフェイス仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<p>＜本人等からの入手における措置＞ 官公庁発行の証明書により、本人確認を行い、それらの証明書を持っていない場合については、本人しか知りえない情報を口頭により確認する。</p> <p>＜他課からの入手における措置＞ 個人コードで突合することにより確認を行う。</p> <p>＜年金保険者からの入手における措置＞ 個人の識別が可能な4情報で突合することにより確認を行う。</p> <p>＜国保連合会からの入手における措置＞ ○国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を附加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の新国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>○新国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、新国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めてこととしている。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>＜本人からの入手における措置＞ ○新国民健康保険システムにおける措置 個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに統合番号連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。</p> <p>＜国保連合会からの入手における措置＞ ○国保総合PCにおける措置 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><本人等からの入手における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新国民健康保険システムにおける措置 職員が入力した情報については、読み合わせによるダブルチェックや別担当者による届出書原本との照合を行うなど正確性確保に努める。 資格情報については、定期的に住民基本台帳情報を確認し、必要であれば届出を勧奨し正確性の確保に努める。収納情報については、事前の調定情報(収納すべき保険料額等の情報)との突合をシステム上で行っている。 <p><他課からの入手における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新国民健康保険システムにおける措置 月次で所得情報について更新する際は、個人コード等を突合することにより、正確性の確保に努める。 <p><国保連合会からの入手における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市町村の双方に配信され、本市および他市町村の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 ○新国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、新国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めてることとしている。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><本人等からの入手における措置></p> <p>届出・申請の際の窓口を個別とし、他の住民に情報が漏れないよう配慮する。</p> <p>口座振替の結果データについては、テープ等の媒体を施錠可能なケースに収めたうえで、十分な警備のもと受け渡しを行い、委託業者からのネットワークを介したデータの受け渡しについては、当事者しか入手不可能な電子証明書の利用を前提に、頻繁にパスワードを変更するなど強固なセキュリティのもとを行う。</p> <p>また、特定個人情報ファイルの管理については、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p> <p><国保連合会からの入手における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ○国保総合PCと新国民健康保険システムとの間の情報の授受はデータセンター内で行い、使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の担当者が取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要なない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要なない情報との紐付けは行われない。また、データの管理、運用については、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワード、画像認証等が必要となり、権限を制限する。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。
その他の措置の内容	<p>＜国保総合PCにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 (※)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>＜新国民健康保険システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人ごとのログインIDとパスワード、画像認証により管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 <p>＜国保総合PCにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <p>＜統合番号連携システムにおける対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<p><新国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID・パスワードの発効管理 IDカードにより職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発効し、画像認証要素との紐づけを行うことで、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。 ・失効管理 権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>国保連合会は情報システム管理者(市)に対し、管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者(市)は管理者権限IDを用いて、事務取扱担当者に対してIDの発行を行う。 失効(変更)についても同様に、情報システム管理者(市)にて管理する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。 		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<p><新国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の設定作業は、情報セキュリティ担当者が行う。 ・ログインIDとパスワードについては、職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際は、アクセス権限を更新する。 <p><統合番号連携システムにおける対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。 		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p><新国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録している。 ・アクセス記録は、データセンター内に5年間保存する。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者(市)は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 <p><統合番号連携システムにおける対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。 		
その他の措置の内容	特になし		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対しては個人情報保護に関する職場研修を毎年1回は行い、意識啓発を行う。また、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードを必要とし、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。 委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><新国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 <p>(※)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保総合PCと既存の新国民健康保険システムとの間の情報の授受はデータセンター内で行い、使用的電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> 電子記録媒体は、権限を付与された最小限の担当者だけが取り扱うように限定する。 電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
特になし			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 ○委託契約の締結後は、必要に応じて実地の検査を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。 		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢>	1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 ・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 ・従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発行し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 <p><市町村保険者事務共同処理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 ・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 ・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は隨時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 		

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p><国民健康保険業務> 契約にて成果物の納品時に、委託業務を行った際の個人情報の取扱い状況及び取り扱った従業者等の報告をするよう定める。</p> <p><市町村保険者事務共同処理業務> ・委託先の従業員等が本市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することにしている。 ・情報システム管理者(国保連合会)は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・操作ログを医療保険者等向け中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><国民健康保険業務> 個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p> <p><市町村保険者事務共同処理業務> ・情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。 ・さらに、情報セキュリティ管理者が委託契約の監査・調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・情報セキュリティ管理者が委託契約の監査・調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</p>
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法 契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。ルール遵守の確認については、業務完了報告書等や、契約期間中の管理者等からの聞き取りにより行う。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容 契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 ・情報の管理状況及び委託業務の履行状況に関する作業場所における検査		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	

	<p>横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 <p>○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p> <p>○医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>○運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前に情報システム管理者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

- 支払基金において次の部分の特定個人情報保護評価を実施している。
 - 「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」
 - 「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に提供・移転を行うものについては、処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。また、実行された処理の実行結果ログを記録する。 随時の提供・移転を行った場合は、その都度記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。
その他の措置の内容	アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	データにより提供する場合は、原則専用線を使用してアップロードしており、アップロードの取扱いについては、事務担当課の職員に限定して事務を執り行う。 紙や電子媒体での受け渡しが必要となる場合は、移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	提供・移転する情報はデータベースから引き出しており、ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う等閉塞したネットワークの中でやり取りを行う。また、紙や電子媒体での受け渡しが必要となる場合は、移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	[<input type="checkbox"/> 2) 十分である]
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

特になし

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [接続しない(入手)] [接続しない(提供)]

リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <p>統合番号連携システムの画面において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	[<input type="checkbox"/> 2) 十分である]

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
			2) 十分である

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。 ・新国民健康保険システムは、アクセス制限により特定個人情報を操作できる作業者を制限しており、登録された情報を更新する際には、ログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。また、情報を更新した際には、更新前の情報の履歴を残している。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
			2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・自治体中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
			2) 十分である

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5：不正な提供が行われるリスク				
<p style="margin-left: 20px;"><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 				
リスクに対する措置の内容				
<p style="margin-left: 20px;"><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク				
<p style="margin-left: 20px;"><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 <p style="margin-left: 20px;"><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p style="margin-left: 20px;"><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 				
リスクに対する措置の内容				

リスクへの対策は十分か	[十分である]	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容			<p>〔横浜市における措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、〔自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〕により行う。 <p>〔自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<p>〔自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p>〔自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 				
7. 特定個人情報の保管・消去				
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	〔選択肢〕 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	〔選択肢〕 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している	
③安全管理規程	[十分に整備している]	〔選択肢〕 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	〔選択肢〕 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している	

⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 ・業務端末は盜難防止のためにワイヤーロックで固定し、所定の場所から移動できないようにする。 <p>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 <p>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>＜国保総合(国保集約)システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と国保総合(国保集約)システムとの情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を隨時に、できるだけ速やかに実施している。 	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙2のとおり	
再発防止策の内容	別紙2のとおり	

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	<p>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。 住民登録内だった者の分：消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。 住民登録外だった者の分：統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p>				
その他の措置の内容	特になし				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p><新国民健康保険システムにおける措置> 資格情報、保険料賦課情報については変更の都度新たな情報を上書きし最新の情報で管理している（変更前の情報についても、履歴情報として記録している）。また、資格情報は住民基本台帳情報と突合し、齟齬がある場合は届出の勧奨を行い、住所に疑義のある世帯に対しては現地調査を行い、不現住であった場合は職権にて資格を喪失させている。 給付記録、所得情報、特別徴収情報は、変更・更新があった場合は速やかにその変更を反映させることとなっており、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることではなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p>				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙媒体については、截断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることではなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>				
その他の措置の内容	特になし				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p><取りまとめ機関における措置></p> <p>支払基金において次の部分の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」 「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」 					

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p><横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に自己点検を行う。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p><横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に監査を行う。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 番号法第29条の3第2項(委員会による検査等)による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めるることにする)</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員研修において、特定個人情報の概要に関する研修を行う(4月)。 ・区保険年金課の新任者・異動者を対象とした全体研修の場において、保険関係事務に特化した研修を行う(4月)。 ・年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

3. その他のリスク対策

<p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 支払基金において次の部分の特定個人情報保護評価を実施している。 ・「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」 ・「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥龜2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	受付時に本人確認を行う。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 閲覧等の手数料は無料。 (手数料額、納付方法: ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	新国民健康保険システム
公表場所	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900
⑤法令による特別の手続	特になし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	横浜市役所健康福祉局生活福祉部保険年金課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話 045-671-2421
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和2年4月21日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和5年8月15日から令和5年9月14日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	期間中意見の提出はありませんでした。
⑤評価書への反映	—

3. 第三者点検

①実施日	令和5年9月27日
②方法	横浜市個人情報保護審議会で審議
③結果	評価書の内容について修正を求める意見はありませんでした。

4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	横浜市役所 市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒231-0017 横浜市中区港町1-1	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和3年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)賦課DB	(記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) 給与所得金額 (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) その他株式譲渡所得金額	2割減額申請区分 額通知発行納期 世帯市民税額 法定減額 賦課基準フラグ 最新減額区分 特徴期別保険料額 特徴分年間保険料額 普徴分年間保険料額 賦課通知書種別 緩和措置区分 調整後給与所得金額 譲渡特別控除額 扶養控除フラグ 緩和措置後基準総所得金額 失業緩和後基準総所得金額 専従者給与・控除 その他投信金額 一般／その他株式譲渡所得金額	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 税情報DB	<p>【個人情報】個人コード 給与所得金額 (記載なし) (記載なし) (記載なし) 専従者給与 (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし)</p> <p>専従割戻旧情報 事業専従者給与控除額 課税住所 氏名カナ 性別 取消サイン 税異動区分 競合区分 事業専従エラー区分 (記載なし)</p>	<p>【所得情報】個人コード 調整後給与所得金額 譲渡特別控除額 旧ただし書き所得金額 減免前市民税額(介護用) 専従者給与・控除 課税所得(激変緩和後) 減額用給与所得使用フラグ 合計所得金額(給与10万控除) 所得金額調整控除 (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) (記載なし) その他投信金額</p>	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途 (1/2)	<p>・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であつた者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2②提供先における用途(2/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第24条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第24条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険法第72条第1項(葬祭料)の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第83条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 ・船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険法第69条第1項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第72条第1項(葬祭料)の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第83条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 ・船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2全国健康保険協会 (②提供先における用途 (1/2))	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であつた者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であつた者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であつた者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であつた者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2全国健康保険協会 ②提供先における用途 (2/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11都道府県知事等 ②提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	【別紙】 提供先21後期高齢者医療広域連合 ③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課 ③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の賦課に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ①法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第7号 別表第二(第108項) 市番号条例第4条第3項	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ②移転における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ③移転する情報	(追加)	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ④移転する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	こころの健康相談センターから照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となつた日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行つた日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ⑥移転方法	(追加)	紙	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ⑦時期・頻度	(追加)	情報照会の都度	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ①法令上の根拠	(追加)	・番号法第19条第7号 別表第二(第108項) ・市番号条例第4条第3項	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ②移転先における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ③移転する情報	(追加)	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ④移転する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人未満	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ⑥移転方法	(追加)	紙	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ⑦時期・頻度	(追加)	情報照会の都度	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和3年7月29日	IIIリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和3年7月29日	IIIリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和3年7月29日	IVリスク対策(その他) 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和5年3月17日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 <国民健康保険業務> ○各データベース共通	番号法第22条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第22条(特定個人情報の提供)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供】、【情報照会】	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供】・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	第31条の2	第31条の2の2	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報照会】 ・番号法第19条第8号別表第二	46	(削除)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <国保連合会からの入手に関する妥当性> ・特定健康診査等情報の入手に関する妥当性	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条	高齢者の医療の確保に関する法律第20条(特定健康診査)、第24条(特定保健指導)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <国保連合会からの入手に関する妥当性> ・特定健康診査等情報の入手に関する妥当性	国保法第113条の3	国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	国民健康保険法施行令(以下国保法施行令という)	国民健康保険法施行令(以下「国保法施行令」という。)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	横浜市国民健康保険条例(以下市条例という)	横浜市国民健康保険条例(以下「市条例」という。)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	市条例施行規則第12条の3	横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「市国保条例施行規則」という。)第12条の4	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	市条例施行規則第15条(保険料の徴収猶予又は減免)	市国保条例施行規則第15条(保険料の徴収猶予又は減免)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥ 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥ 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1~28 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	健康保険法第99条第1項	健康保険法第99条第1項(傷病手当金)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	(追加)	健康保険法第104条(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	同法第135条第1項	同法第135条第1項(傷病手当金)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険	健康保険法施行規則第50条第1項(通知)の全国健康保険協会管掌健康保険	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	(追加)	健康保険法第104条の組合管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法施行規則第26条第1項(被扶養者の届出)	船員保険法施行規則第26条(被扶養者の届出)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法第69条第1項	船員保険法第69条第1項(傷病手当金)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途	(追加)	船員保険法第69条第6項(傷病手当金)の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ②提供先における用途	予防接種法施行令第10条第1項ただし書(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療費)の医療費の額の調整に関する事務	予防接種法第16条第1項(給付の範囲)第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号)	私立学校教職員共済法施行規則	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の共済組合の組合員の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の共済組合の組合員の被扶養者死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)	国家公務員共済組合法施行規則	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法別表第二主務省令第31条の2	番号法別表第二主務省令第31条の2の2	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法第66条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員の被扶養者であつた者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	地方公務員等共済組合法第66条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)	地方公務員等共済組合法施行規程	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ③提供する情報	(追加)	被保険者資格に関する情報	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務	生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収	第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項(学資の貸与)の学資金の貸与	独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項(学資の貸与)の学資貸与金の貸与	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項(学資貸与金の返還の条件等)の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項(学資貸与金の返還の条件等)の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1、3、6~14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2、4、5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	高額療養費の支給又は高額介護合算療養費の支給に関する情報	高額療養費の支給に関する情報	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ③移転する情報	高額療養費の支給又は高額介護合算療養費の支給に関する情報	高額療養費の支給に関する情報	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務	生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収	第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ③移転する情報	高額療養費の支給又は高額介護合算療養費の支給に関する情報	高額療養費の支給に関する情報	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ②移転先における用途	後期高齢者医療制度保険料等	後期高齢者医療制度の保険料等	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百十六条の二の規定の適用を受ける者の特例)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高齢者の医療の確保に関する法律第50条	高齢者の医療の確保に関する法律第50条(被保険者)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8 ②移転先における用途	地方税法第314条の2第3項	地方税法第314条の2第3項(所得控除)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	(追加)	移転先14	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 納付データベース【戻入レコード】	(追加)	入院食事代情報 入院外来区分 入院食事代情報 食事回数 入院食事代情報 食事代査定金額 入院食事代情報 食事代支給金額	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 納付データベース【（高額療養費）未申請明細レコード】	被保険者番号	被保険者証番号	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 納付データベース【支給明細レコード】	被保険者番号	被保険者証番号	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 納付データベース	(追加)	【申請管理連携レコード】 被保険者証番号 該当者個人コード 一般識別フラグ 申請書管理番号 申請年度 申請連番 支給状況	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1：目的外の入手が行われるリスク ＜本人等からの入手における措置＞ 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	横浜市国民健康保険条例施行規則（以下「市国保条例施行規則」という。）	市国保条例施行規則	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1：目的外の入手が行われるリスク ＜本人等からの入手における措置＞ 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	市条例施行規則第12条の3	市国保条例施行規則第12条の4	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供・移転の有無	11件	14件	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先22 ②提供先における用途	同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。	同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件	9件	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑧再委託の許諾方法	・個人情報取扱特記事項 第8条 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条	・個人情報取扱特記事項 第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条（再委託の禁止等）	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①委託内容	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(追加)	特定個人情報ファイルの全体	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(追加)	100万人以上1,000万人未満	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲※	(追加)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、みなす世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、みなす世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とみなす世帯主に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は2年間有効、地方自治法第236条1項によつて不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の現物給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ③委託先における取扱者数	(追加)	10人以上50人未満	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(追加)	専用線	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	(追加)	<p>市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	(追加)	神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑦再委託の有無※	(追加)	再委託する	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(追加)	<p>委託元から再委託元の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切な</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑨再委託事項	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ② 移転先における用途	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条第1項(助成の方法の特例)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条第1項(助成の方法の特例)の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ② 移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条第1項ただし書(助成の方法)若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条第1項ただし書(助成の方法)若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ② 移転先における用途	1.後期高齢者医療制度の保険料等を滞納している被保険者に電話納付案内を行う。 2.高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百六十六条の二の規定の適用を受ける者の特例)の資格取得を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百六十六条の二の規定の適用を受ける者の特例)の資格取得を行う。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ② 移転先における用途	1.電話番号、被保険者証番号、世帯メモ情報、個人コード 2.国民健康保険資格情報	国民健康保険資格情報	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	1.医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ① 国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ② 国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となつた日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 2.国民健康保険の住所地特例者であり、以下の①、②のいずれにも該当する者 ① 75歳に達した者 ② 厚生労働省で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号(被保険者)の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者	国民健康保険の住所地特例者であり、以下の①、②のいずれにも該当する者 ① 75歳に達した者 ② 厚生労働省で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号(被保険者)の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 (⑦時期・頻度)	年3回(4月、9月、1月)	月1回	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	健康福祉局健康安全部保健事業課	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	健康福祉局健康安全部保健事業課	医療局地域医療部がん・疾病対策課	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 資格データベース	※「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務の実施に使用する「被保険者証裏面への性別記載の有無」については、「連絡先」で管理。	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 資格データベース 【個人情報】	(追加)	被保険者証裏面への性別記載の有無	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(追加)	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱い権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作を行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(追加)	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(追加)	<p><クラウド移行作業に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</p>	(追加)	<p>○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(追加)	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法施行規則第24条(被保険者の資格取得の届出)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	健康保険法施行規則第24条(被保険者の資格取得の届出)第1項の全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法第99条第1項(傷病手当金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項(傷病手当金)の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法第99条(傷病手当金)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条(傷病手当金)第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第105条(資格喪失後の死亡に関する給付)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であつた者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第50条第1項(通知)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条(高額療養費)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2(高額介護合算療養費)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条(被扶養者の届出)の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第50条第1項(被保険者証の検認又は更新等)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法施行規則第6条第1項(被保険者の資格取得の届出)の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	船員保険法施行規則第6条(被保険者の資格取得の届出)第1項の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険法第69条第1項(傷病手当金)の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第69条第6項(傷病手当金)の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第72条第1項(葬祭料)の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第83条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 ・船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険法第69条(傷病手当金)第1項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第69条第6項の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第72条(葬祭料)第1項の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第73条(出産育児一時金)第1項の出産育児一時金又は同法第81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第83条(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第84条(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第38条(被保険者証の検認又は更新)第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 ・船員保険法施行規則第64条(船員法による療養補償との調整の申請)第1項の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ②提供先における用途	予防接種法第16条第1項(給付の範囲)第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務	予防接種法第16条(給付の範囲)第1項第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第30条の規定による費用の負担の調整に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第30条(費用の負担)の規定による費用の負担の調整に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第19条第1項(実施機関)の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項(申請による保護の開始及び変更)の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条第1項(職権による保護の開始及び変更)の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第77条第1項(費用等の徴収)又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第19条(実施機関)第1項の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条(申請による保護の開始及び変更)第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条(職権による保護の開始及び変更)第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第77条(費用等の徴収)第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教職員共済法第25条(国家公務員共済組合法の準用)において準用する国家公務員共済組合法第60条の2第1項(高額療養費)の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の3第1項(高額介護合算療養費)の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第61条第2項(出産費及び家族出産費)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則第1条の5の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教職員共済法第25条(国家公務員共済組合法の準用)において準用する国家公務員共済組合法第60条の2(高額療養費)第1項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の3(高額介護合算療養費)第1項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第61条(出産費及び家族出産費)第2項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則第1条の5(被扶養者の認定申請等)の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合法第60条の2第1項(高額療養費)の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第60条の3第1項(高額介護合算療養費)の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第61条第2項(出産費及び家族出産費)の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第88条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第95条第3項において準用する同令第92条第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合法第60条の2第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第60条の3第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第61条第2項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第88条(被扶養者の申告)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第95条(組合員被扶養者証)第3項において準用する同令第92条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第57条の2第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第57条の3第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第57条の2(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第57条の3(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員等共済組合法第62条の2第1項(高額療養費)の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第62条の3第1項(高額介護合算療養費)の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第63条第2項(出産費及び家族出産費)の共済組合の組合員であつた者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第66条の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第94条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第100条第2項において準用する同令第97条第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員等共済組合法第62条の2(高額療養費)第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第62条の3(高額介護合算療養費)第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第63条(出産費及び家族出産費)第2項の共済組合の組合員であつた者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第66条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第94条(被扶養者の申告)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第2項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ②提供先における用途	老人福祉法第28条第1項(費用の徴収)の費用の徴収に関する事務	老人福祉法第28条(費用の徴収)第1項の費用の徴収に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ②提供先における用途	雇用保険法第37条第8項(傷病手当)の傷病手当の支給の調整に関する事務	雇用保険法第37条(傷病手当)第8項の傷病手当の支給の調整に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	【別紙】 提供先21 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条(資格取得の届出等)第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第84条(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第85条(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条(資格取得の届出等)第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条(資格喪失の届出)の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先22 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項(支援給付の実施)及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条(支援給付の実施)第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先23 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書(一般疾病医療費の支給)に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条(一般疾病医療費の支給)第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	【別紙】 提供先24 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第12条(届出等)第3項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第27条(要介護認定)第1項の要介護認定、同法第28条(要介護認定の更新)第2項の要介護更新認定又は同法第29条(要介護状態区分の変更の認定)第1項の要介護状態区分の変更の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第32条(要支援認定)第1項の要支援認定、同法第33条(要支援認定の更新)第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第27条(被保険者証の再交付及び返還)第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第32条(資格喪失の届出)の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第12条(届出等)第3項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務(第二号被保険者(同法第9条第2号の第二号被保険者をいう。以下この条において同じ。)に係るものに限る。) ・介護保険法第27条(要介護認定)第1項の要介護認定、同法第28条(要介護認定の更新)第2項の要介護更新認定又は同法第29条(要介護状態区分の変更の認定)第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第32条(要支援認定)第1項の要支援認定、同法第33条(要支援認定の更新)第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2(要支援状態区分の変更の認定)第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第27条(被保険者証の再交付及び返還)第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務(第二号被保険者に係るものに限る。) ・介護保険法施行規則第32条(資格喪失の届出)の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務(第二号被保険者に係るものに限る。) 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先25 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第37条第1項又は第37条の2第1項の規定による費用の調整に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条(他の法律による医療に関する給付との調整)第1項の同法第37条(入院患者の医療)第1項又は第37条の2(結核患者の医療)第1項の規定による費用の調整に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	【別紙】 提供先26 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項(学資の貸与)の学資貸与金の貸与又は同法第17条の2第1項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項(学資貸与金の返還の条件等)の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第4項(学資貸与金の返還の期限等)の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学生支援機構法第14条(学資の貸与)第1項の学資貸与金の貸与又は同法第17条の2(学資の支給)第1項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法第15条(学資貸与金の返還の条件等)第2項の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条(学資貸与金の返還の期限等)第4項の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第17条の3の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先27 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項(申請)の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項(支給認定の変更)の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項(申請内容の変更の届出)の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条(申請)第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条(支給認定の変更)第2項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条(申請内容の変更の届出)第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先28 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項(申請)の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項(支給認定の変更)の支給認定の変更の認定に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条(申請)第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第10条(支給認定の変更)第2項の支給認定の変更の認定に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条第1項(助成の方法の特例)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条(助成の方法の特例)第1項の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条第1項ただし書(助成の方法)若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条(助成の方法)第1項ただし書若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途	健康福祉局健康安全部保健事業課	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第四項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第4項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第108項)	番号法第19条第8号別表第二(第109項)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第108項)	番号法第19条第8号別表第二(第109項)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するため

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

公表年月日	内容	件数	再発防止策
1 令和2年12月24日	市総合保健医療センター(指定管理者が運営)において、指定管理者が受託している業務に係る内部の連絡会資料を誤って、外部の支援者を登録した別の連絡先グループのメールアドレスに、【BCC】ではなく【TO】で送信した結果、支援者の電子メールアドレス等が流出した。	163件	<指定管理者> 電子メール送信時のルールを改めて確認して、職員に周知する。個人情報保護を含めた緊急の不祥事防止研修を全部署で実施する。また、電子メールの誤送信防止ソフトの導入を検討する。 <本市> 個人情報の適正な取り扱い及び外部向け内部向け問わずメールの適正・的確な使用方法について、指定管理者に改めて指導する。
2 令和3年6月15日	市営墓地管理事務所において、墓地使用者の氏名・区画番号が記載された工程管理用の工事届の一覧を、打ち合わせをしていた事業者が誤って持ち帰ってしまった。	364件	書類等を引き渡す際、必要なものの抜けがないか、また不要なものがいかを、最後に先方と当方でダブルチェックを行う。 紙で管理していた工事届の一覧を、持ち出すことができないようパソコンでのデータ管理に変更する。
3 令和3年7月11日	市内で新たに新型コロナウイルスに感染した患者について、記者発表用資料を報道各社にFAXで送信する際に、誤って患者の個人情報を含む別の資料を送信してしまった。	165件	FAX送信の際には、ダブルチェックを徹底し、送信する資料に誤りがないかを確認する。
4 令和3年11月15日	消防出張所において、平成31年度分の搬送辞退書173枚と転院搬送依頼書84枚の収められた簿冊(1冊)を紛失した。	173件	担当者のみでなく、全職員が文書整理研修を受講する。鍵付き書庫を購入し、容易に整理・確認ができる環境を整える。 廃棄文書梱包前に、責任職による最終確認を徹底する。
5 令和3年12月17日	区役所で保管していた、平成28年度の3か月分の該当区で交付したマイナンバーカードに係る交付関連書類を紛失した。	1931件	書類の保管場所一覧を作成し、執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。
6 令和4年11月11日	本市施設の運営委託業者の再委託者が、電車内で社用パソコン入りの荷物の盗難に遭い、当該パソコン内に保存されている施設利用者等の個人情報を紛失した。	528件	委託先に対して、委託約款に定められた個人情報の適切な取扱いを徹底するとともに、持ち出し可能な媒体に個人情報を保存しない等個人情報に関するリスク管理の徹底するよう指導する。 当該指導を受け、委託先においては、パソコン内にはデータを置かず、ファイルサーバに保存する運用とし、パスワードの二重化、強度の見直し等のセキュリティ対策を講じる。
7 令和5年2月1日	水道局において、公用携帯電話が入った鞄を電車の網棚に置き忘れて下車し、その後捜索したが発見に至らなかつたため、当該公用携帯電話に登録された職員181名分の公用電話番号及び自宅電話番号を紛失した。	181件	課内において、これまでどおり紛失防止機能等を設定することや、公用携帯電話の適切な取扱いについて周知し、注意喚起を図る。 また、局内において、公用携帯電話のセキュリティ対策及び対応指針について通知を発出し、公用携帯電話を携帯する全職員へ注意喚起を図る。
8 令和5年9月11日	財政局において、「特別徴収個人別明細表」を本来送付すべきではない会社に送付してしまった。	217件	封筒の宛名作成の際には、会社ごとに付番している指定番号により送付先の検索を行うことを徹底する。また、このルールについて、研修等により改めて周知・徹底する。